

## 求職者等に対するハラスメント防止基本方針

制定 令和8年10月1日

公益財団法人藤沢市まちづくり協会（以下「当協会」といいます。）は、採用活動、インターンシップ、実習その他就業体験等に関するあらゆる場面において、求職者等に対するセクシャルハラスメント及びパワーハラスメント等のハラスメント行為を防止し、求職者等が安心して求職活動を行うことができる環境を確保するため、次のとおり基本方針等を定めます。

### 基本方針

当協会は、求職者等の人格と尊厳を尊重し、ハラスメントのない公正な採用活動を実施します。求職者等に対する性的な言動、威圧的な言動、人格を否定する言動、その他不快感、不安等を与える行為を禁止します。

また、当協会は、求職者等に対するハラスメント行為を決して容認せず、万が一、当協会の役員及び職員がこれに該当する行為を行った場合は、就業規程等に基づき、厳正に対処します。

### 対象者

- ・ 採用応募者（内定者を含む。）
- ・ インターンシップ参加者
- ・ 実習生
- ・ その他就職説明会等の採用に資する活動に参加する者

### 禁止行為

#### (1) セクシャルハラスメント

- ・ 性的な内容を含む質問や発言（恋愛経験、結婚・出産の予定等に関する質問を含む。）又は性的な要求
- ・ 容姿、身体、交際関係等に関する不必要な質問
- ・ 食事、デートその他私的な関係を求める言動
- ・ 当協会が認めた通信手段（電子メール、採用ツール等）以外による連絡、又は個人アカウントによるSNS、電子メール、メッセージアプリ等を用いた私的又は性的な連絡

- ・ 性的な内容を含む画像等の掲示、送信、閲覧
- ・ 性的な言動に対する拒否や抗議を理由とした不利益な扱い（選考結果への影響を示唆する行為等を含む。）
- ・ 不必要な身体接触
- ・ その他求職者等が不快と感じる性的言動

## (2) パワーハラスメント

- ・ 面接その他採用活動における威圧的、高圧的な言動や必要かつ相当な範囲を超えて精神的苦痛を与える言動
- ・ 人格を否定する発言、侮辱、暴言、能力を不当に貶める言動等
- ・ 長時間にわたる叱責や心理的圧力を与える言動
- ・ 求職者等を過度に委縮させる言動
- ・ 応募、内定又は辞退に関して、強要や圧力をかける言動
- ・ 他の求職者等との比較による不適切な発言
- ・ その他求職者等の求職活動等を阻害する言動

## プライバシーの保護及び不利益扱いの禁止

当協会は、求職者等からの相談、及び事実関係の確認等の調査への協力を行った関係者のプライバシー（個人情報及び名誉）を厳重に保護します。

また、相談の申出、事実関係の確認への協力、その他ハラスメントに関する対応を行ったことを理由として、当該求職者等に対して、不採用、内定取消、その他の不利益な扱いをすることは一切いたしません。

## ハラスメント防止

当協会は、求職者等に対するハラスメントの発生及び再発を防止するため、採用活動に関与する役員及び職員へ必要な研修等を実施します。

なお、ハラスメントが発生した場合には、事実確認を適切に行い、必要な是正措置及び再発防止措置を講じます。

## 相談窓口

求職者等が、採用活動の過程でハラスメントと感じる行為を受けた場合、又は目撃した場合は、以下の窓口までご相談ください。

事務局総務部総務課

以 上